

この研究会における検討のあり得る方向について

1 はじめに

民事訴訟制度に対する国民の期待に応えるためには、今の時代に即応した利用しやすい民事訴訟制度の構築を目指す必要がある。そのためには、近年の社会情勢の変化等に伴い、民事紛争が複雑化、多様化、国際化していること等を踏まえ、より一層、審理を充実させるとともに迅速化を図る必要がある。

しかしながら、一方で、審理期間の長期化傾向が見られることや、個人情報保護の意識の高まり等によって、情報、証拠の収集が困難になってきている等の現状を踏まえ、情報・証拠収集制度の拡充等を中心とした民事訴訟法制の見直しを求める意見が示されるに至っている。そうした観点からは、例えば、訴状等の送達をやすくし、裁判を受ける権利を実質的に保障すること、証拠等の早期の開示を促進し、より円滑な争点及び証拠の整理を行うこと、事案解明機能を向上させて、より実体に即した裁判を行うことなどが求められる。他方で、これらのために情報の提供や証拠の提出を求められた者に生ずる負担や、これらの者が有する保護されるべき利益への配慮という視点も重要である。

この研究会では、こうした認識の下、まずは現行法における情報・証拠収集の手続を拡充する方向で検討を進め、民事訴訟法制を取り巻く現状と課題、今後の検討のあり得る方向につき、差し当たり、以下のとおり取りまとめることとした。

2 現状と課題

○ 訴訟提起前の段階では、紛争の当事者が、相手方に対する訴訟提起も視野に入れつつ、まずはできるだけ訴訟を回避する形で解決を目指すことがあるが、訴訟外の第三者が有するより客観的な証拠を裁判所を通して収集する制度（提訴前証拠収集処分）を利用するためには、被告となるべき者に対して訴訟提起を予告する通知をした上で、当該通知がされた日から4月内に裁判所に申立てをしなければならないなどの厳格な要件を満たす必要があることから、当該制度を利用しにくいとの指摘がある。

○ また、原告が、被告に訴状を送達するために、住民票等上の住所や転居届に記載された住所といった住所そのものの調査、又はオートロックのマンションや遠隔地の建物におけるライフラインの供給契約や賃貸借契約の名義といった特定の場所における居住実態の調査をしなければならない場合があるが、いずれも自らの力では調査の目的を達することが困難な場合があるとの指摘がある。

○ 訴訟提起後の段階では、訴訟の当事者が、そもそも相手方の手元にどのような証拠等があるかの情報を収集する制度が脆弱であるためそれを提出するよう求めることができず、また、必要な証拠の提出を求めたとしても提出義務があるかが争われて審理の場に出てこないことから、事案が十分に解明されないまま裁判がされたりするとの指摘がある。

○ また、当事者が、訴訟外の団体が持つ情報や容易に分かる情報を機動的に収集するため調査の嘱託を利用しても、当該団体にとっては調査結果に含まれる他人の情報を裁判所に報告してよいか判断しにくい等の理由により、調査結果の報告を拒絶されることがあるとの指摘がある。

○ 令和2年3月、「民事司法改革推進に関する関係府省庁連絡会議」が取りまとめた「民事司法制度改革の推進について」においても、「民事訴訟における情報・証拠収集制度の充実については、…事案解明機能を向上させて国際競争力を強化する観点も踏まえて引き続き検討する必要がある。」との指摘がされている。

3 検討のあり得る方向

○ 訴訟提起の前に必要な情報・証拠を収集することができる制度（提訴前照会、提訴前証拠収集処分）について、現行法の要件を緩和する方向で見直すこと等により、提訴前の情報・証拠収集の実効性を向上させる。

○ 被告となるべき者の所在等に関する情報を、裁判所を通して第三者から取得することができる制度を整備することにより、送達を奏功させやすくし、又は訴えを適法に提起しやすくする。

○ 当事者が相手方に対して自己の主張又は立証を準備するために必要な事項を照

会することができる制度（当事者照会）の実効性を向上させることにより、又は裁判所が当事者に訴訟関係を明瞭にするための事項を明らかにさせる等の制度（釈明・釈明処分）とは別に、裁判所の関与により相手方から証拠等を開示させる機能を有する規律を設けること等により、訴訟のより早期の段階で相手方から証拠等を開示させ、争点整理の更なる円滑化を図る。

○ 裁判所に対する報告義務又は回答義務の根拠規定を設けるなどの方法により、調査結果の中に当事者の情報が含まれる等の場合であっても、調査の嘱託を受けた団体が裁判所に対して報告をすべきことを明らかにし、嘱託の実効性を向上させる。

○ 裁判所が当事者の申立てにより相手方又は第三者に対して必要な証拠文書の提出を命ずることができる制度（文書提出命令）や、裁判所を通して相手方に文書の表示及び趣旨を明らかにすることを求めることができる制度（文書特定手続）の実効性を向上させる。

○ 専門家その他の第三者の意見の獲得方法を更に多様化することにより、より公正かつ迅速な審理の実現を図る。

○ プライバシーや営業秘密等が含まれる情報や証拠の開示・提出を可能又は容易にする方向で検討を続ける場合には、それらの秘密等を保護する必要があることから、当事者による秘密の保持や第三者による閲覧等の制限の対象となるものの範囲を広げる。

○ 個々の情報・証拠収集手段の実効性を確保するため、手続の過程において裁判所の命令等に違反した場合の制裁等を強化する。